



特定不妊治療費等に対する助成事業の申請期限の延長について

1 申請期限の延長について

令和3年度に治療(検査)が終了した特定不妊治療及び先進医療による不育症検査の申請期限は、原則、令和4年3月31日としていますが、年度末の治療(検査)の終了や、医療機関に作成していただく証明書の提出が間に合わないことなどを考慮して、申請期限を令和4年4月15日まで延長いたします。

※各事業の概要については、次の2、3のとおりです。

2 特定不妊治療費助成事業(概要)

不妊治療の中で、保険外診療である特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)は、1回の治療費が高額で経済的負担が大きいことから、対象となる夫婦の負担を軽減するため、助成します。

(1)対象者の要件(次の要件を全て満たす方)

(ア)治療開始時及び申請時、法律上の婚姻をしている、もしくは事実婚関係にある夫婦

(イ)夫婦の一方又は双方が、申請時に甲府市内に住所を有すること。

(ウ)特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。

(エ)市税等を滞納していないこと。

(オ)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。^{※1}

※1 新型コロナウイルス感染防止の観点から、時限的に年齢制限を緩和する措置あり。

(2)助成回数

1子ごと6回まで(初回申請時の治療を開始した日の妻の年齢が40歳以上43歳未満の場合は3回)

(3)対象となる治療(次の要件を全て満たす治療)

(ア)体外受精又は顕微授精、男性不妊治療(特定不妊治療の一環として行われる場合に限る。)

(イ)指定医療機関において受けた治療

(4)助成額

最大40万円

3 不育症検査費(先進医療)助成事業(概要)

現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用を助成します。

(1)対象者(次の要件を全て満たす方)

(ア)2回以上の流産又は死産の既往がある方

(イ)申請時に、甲府市内に住所を有すること。

(ウ)市税等を滞納していないこと。

※年齢制限なし

(2)助成回数

制限なし

(3) 対象となる検査(次の要件を全て満たす検査)

(ア)先進医療として告示されている保険適用外の不育症検査(流産検体を用いた染色体検査)

(イ)次に掲げる要件を全て満たす医療機関で実施する検査

- ・不育症検査に係る先進医療を実施する保険医療機関として届出を行っている又は承認されていること。
- ・保険適用されている不育症に関する検査及び治療を保険診療として実施していること。

(4)助成額

最大5万円

【申請窓口】甲府市 子ども未来部 母子保健課

〒400-0858 甲府市相生2-17-1 南庁舎2号館1階

【電話番号】055-237-8950

【受付時間】8:30~17:15(土・日・祝日は除きます。)